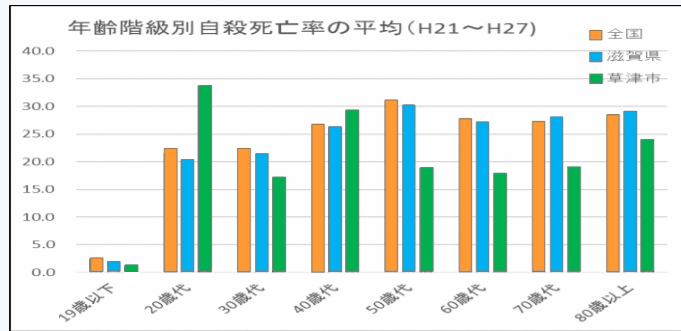


—自殺の現状—

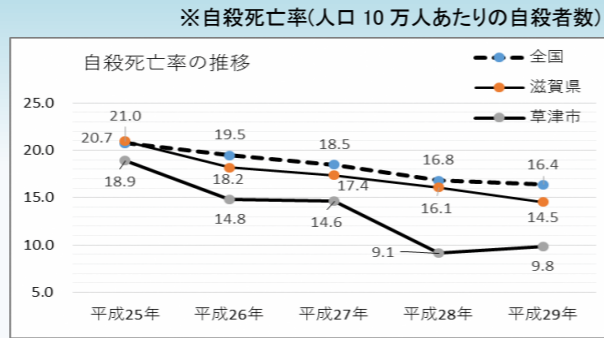
1. 自殺者数

- 自殺者数は減少傾向にあるものの、平成29年は13人の方の命が自殺によって失われています。
- 国や県と比較すると自殺死亡率は低い状況にあります。



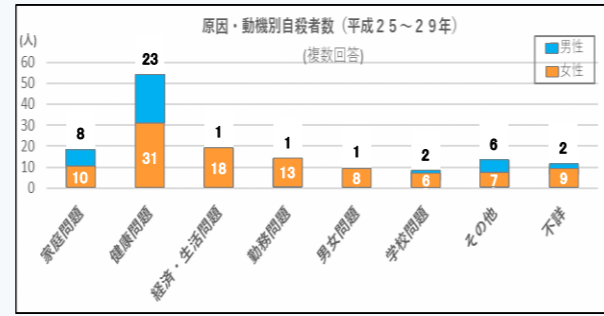
3. 原因・動機別状況

- 自殺の原因と思われるものは、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等、多岐にわたり様々な問題が絡み合っています。



2. 年齢階級別状況

- 平成21年から平成27年の20歳代の自殺死亡率は、国や県と比較すると高い状況にあります。



—推進に向けて—

自殺対策が最大限その効果を発揮するためには、行政・関係機関・民間団体・企業・市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

地域の役割

- 心身の不調や生活の変化に気づき、声かけや見守りを行う

教育機関の役割

- 児童生徒や教職員に対して、こころの健康の教育や啓発を行う
- 自殺や自殺未遂が発生した場合の児童生徒等の心理的ケアに取り組む
- つらい時や苦しい時には助けを求めてよいということや、助けを求める方法を学ぶ教育の推進に努める

市民・家庭の役割

- 困ったときは、誰かに「援助を求めることが適当」と理解する
- 周りの人や自分自身のこころの不調に気づいたら、相談機関等に相談する等の行動に移す

職場・企業の役割

- ストレスに対処するこころの健康づくりを行う
- 労働環境の改善に対する取組を行う

行政の役割

- 地域の現状や課題に沿った取組を進める
- 市民等への啓発・相談・支援体制を充実する
- 地域で活動する団体等への支援等、自殺対策を推進する

関係機関・民間団体の役割

- 医療機関や福祉施設等の関係機関、弁護士会や司法書士等は、相互の連携により取組を推進する
- 専門的な立場から、自殺対策につながる活動に積極的に参画する

草津市

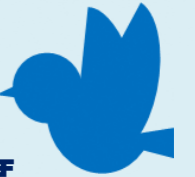
平成31(2019)年 3月

概要版

第2次草津市自殺対策行動計画

～自殺ゼロを目指して～

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度



本市においては、毎年20人を超える自殺者がある状況を踏まえ、草津市自殺対策行動計画を平成26年に策定し、市民、行政、関係機関や関係団体が連携しながら自殺対策を推進してきました。

近年、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年10人を超える方の命が自殺によって失われていることから、本市の自殺の実態やこれまでの取組の評価、情勢の変化を踏まえ、自殺者数がゼロとなるような社会の実現をめざすことを継続すべきであるとの考えから、第1次計画に掲げた基本目標・基本認識を引き継ぎ、「第2次草津市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策に取り組めます。

—基本目標—

かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

—趣旨—

自殺者数がゼロとなるよう、市民一人ひとりが、かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現を目指し、市民、行政、関係機関、関係団体等が連携を図りつつ、総合的な自殺対策を推進します。

—基本認識—

「自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある」
 「死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている」
 「社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である」

—数値目標—

現状
平成29年 自殺死亡率 9.8

目標値
平成35年 自殺死亡率 5.6以下
(2023年)

自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

基本方針と基本施策

本市では4つの基本方針と、それに基づく基本施策を次のように定めます。

基本方針1

関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます

自殺に追い込まれる社会的な要因や自殺の実態を把握・分析することで、より効果的な取組につなげます。また、関係課や関係機関が、自殺に関する情報を共有し、それぞれの役割を認識し、連携することで総合的に自殺対策に取り組めます。

目標指標 推進会議や関係課会議を年各2回開催し、自殺未遂者の実態と課題を踏まえた自殺対策を検討します。

基本方針2

こころの健康づくりをすすめます

学校や地域・職場でのこころの健康づくりの啓発について関係機関と連携しながらすすめます。特に、子ども・若者の自殺対策推進に向けて、環境づくりや支援の充実をすすめます。また、市民が日ごろからいきがいをもち、生涯にわたって社会と交流を持ち続けることができるよう様々な活動への参加を促進します。

目標指標 大学・職場で若者を対象としたこころの健康づくりに関する取組を年1回以上行います。

基本方針3

一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます

市民一人ひとりが身近な人のこころの不調に気づき、行動することで、本人だけでなく家族や周囲の人を支えられるように、広く市民を対象とした学ぶ機会を設けます。地域において孤立する人をなくすことを目指し、地域の主体的な取組を支援することで、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

目標指標 気づいて行動できる人を、年50人以上ふやします。(市民対象研修の事後アンケートで、行動に移すことができると回答した人)

基本方針4

自殺予防の体制づくりを行います

相談窓口担当者や地域・福祉分野の職員がゲートキーパーとして学び、適切な対応ができるよう研修会を開催します。また、支援を必要としている人に適切な支援を早期に提供できるよう、相談窓口の情報発信と、相談支援ネットワークの強化に取り組めます。自死で大切な人を失った遺族や友人等の周囲の人に対して、個別相談の実施、自死遺族会や関係機関との連携強化による支援を行います。

目標指標 ゲートキーパーのステップアップ研修の新規受講者を、毎年50人以上にします。

基本施策1 自殺の実態を明らかにする

- ◆統計データ等による実態集計、分析
- ◆相談・支援等の実態の分析

基本施策2 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

- ◆関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討

基本施策3 健やかなところをはぐくむ

- ◆こころの健康づくりについての啓発
- ◆職場におけるこころの健康づくりの推進
- ◆社会参加といきがいづくりの推進

基本施策4 子ども・若者の自殺対策を推進する

- ◆学校・地域におけるこころの健康づくりの推進
- ◆子ども・若者の相談体制の強化
- ◆教職員に対する啓発等の実施
- ◆若者への支援の充実

基本施策5 気づいて行動できる人をふやす

- ◆地域住民を対象とした研修の実施

基本施策6 孤立しない地域づくりを行う

- ◆地域での孤立化防止への取組
- ◆ひきこもり者への支援の充実

基本施策7 相談支援のネットワークを強化する

- ◆相談窓口のわかりやすい情報発信
- ◆相談支援のネットワーク体制の充実
- ◆民間団体との連携強化
- ◆各関係機関や福祉分野での人材育成の実施
- ◆相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組

基本施策8 遺された人への支援を充実する

- ◆遺族等に対する相談体制の充実
- ◆自死遺族会等との連携
- ◆学校等での遺された周囲の人の心理的影響への支援